

第6回余市町民自治推進委員会

令和3年3月30日開催

- 1 開会 午後5時58分
- 2 余市町民自治推進委員会スケジュール表（案）について
事務局からスケジュール変更について説明、委員了承
- 3 検 討

16条・17条

（総合計画）

- 第16条 町長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための長期的な方針を定めた基本構想及び基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。
- 2 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとしします。

（財政運営）

- 第17条 町長は、総合計画を踏まえ、中長期的な財政見通しに留意しながら予算を編成し、計画的かつ健全な財政運営に努めます。
- 2 町長は、財政の状況について、町民にわかりやすく公表するものとしします。

【特別委員会指摘事項】

「行政運営」となっているが、「町政運営」にすべきではないか。「財政運営」という表現もあるが、どう考えて使い分けしているのか。

【検討内容】

委員長 委員の方は、行政運営の行政という言葉が狭く捉えられていて、行政運営と財政運営をプラスして町政運営ととらえているのではないかと思います。

もちろんそのようにとらえることもできるが、地方自治法1条の2第1項に書かれている行政とは広義の意味で、町政運営+財政運営という意味になります。

別の意見をお持ちであれば後で発表してもらいますが、私の意見としては、敢えて「町政運営」（条例1条参照）に修正する意義に乏しいのではないかと。

委員の皆さまでもし別の意見がありましたら言っていただけたらと思います。後からでもかまいませんので。

財政運営とは、地方自治法243条の1項の見出し（財政状況の公表等）に文言があります。また、新聞等で行財政改革とありますが、これは行政改革+財政改革のことですが、ここでの行政とは狭いとらえ方ということになります。

（第16条に3項を追加提案）

3 総合計画には、余市町の人口、税込等（以下「指標等」という。）の予測値を記載するものとします。また、総合計画見直し時毎に、前回指導等と見直し時の指標等の比較を行い、次の計画及び指標等の予測値を作成するものとします。

委員 定量で書かれていないものは計画とは言えないと考えている。人口の推計等の指標を示した方がよいのではないか。これからは人口減少し、高い経済成長も見込めない状況下で、今までの右肩上がりの時のような計画作成の方法で作成してはいけない、細かく管理していく必要があると考えていますが、条文でうたわないと計画に盛り込まれないと思い提案した。

委員 賛成です。数字を見せてくれないと実感がわからない。文言だけで書かれていてもわかりづらい。

委員長 基本的には賛成です。3項ではなく2項に入るのかなと思います。

1項2項が総合計画で3項が各分野の計画となるのかなと思います。

今議論することではないのですが、括弧書きのところで「いう」を「いいます」に、「毎」を「ごと」と平仮名にする。

ほかの委員の方で御意見ございますか。文言についてはいろいろあるかと思いますが、このような考えを条項の追加することについてはみなさんよろしいでしょうか。よろしいですね。

19条

（子育て及び教育の推進）

第19条 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。

2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めます。

3 町民は、関係する団体等と連携して、子ども安全の確保と子育ての推進に努めます。

4 学校等は、保護者、地域とともに子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めます。

5 町は、子育て及び教育に関し必要な政策を実施するものとします。

【特別委員会指摘事項】

ア 子どもたちが受け身に置かれている。他町村では、子供の権利を明確に書いているところもあるのに不十分ではないか。

イ 子供の権利条約、生きる権利、育つ権利、教育を受ける権利、参加する権利を担保すべきだったのではないか。

【検討内容】

委員長 近年の自治基本条例をみると子どもの権利について書かれてある。余市町の条例にも入れることは可能かと思いますが、後は委員の皆様の意見だと思います。

委員 いまの条文は受け身で書かれていると思うので、踏み込んで検討すべきだと思います。

委員長 何らかの改正の余地ありということで、どのように改正するかは後で検討することとする。

委員 参加の側面からということであれば、第2節町民参加 第8条にはいるのではないか。

委員長 第8条は抽象度が高いと思うが、言われていることはわかります。検討させてください。

委員長 第4項の学校等の等について

事務局 学校等とは小学校、中学校、高校の他に幼稚園、保育所などを含め、就学前の子どもも取り組みの対象としています。

委員長 学校等とはもっと具体的に書いたほうがいいのではないかなと思う。

委員 賛成、様々な学校が余市にはあるので、余市町の場合は詳しく書くべきだと思う。

20条

(町民の活動との連携)

第20条 町は、町民のさまざまな活動に対等な立場で連携協力して、地域の課題に取り組み、協働のまちづくりを推進します。

【特別委員会指摘事項】

ア 「(町民の活動との連携)」となっているが、町民に対して上から目線ではないか。「(町民の活動と町との連携)」とすべきではないか。

イ 「協働のまちづくり」という記載が第1条と重複しているが、なぜここに入るのか。

【検討内容】

アについて、

委員長 条例31条(国及び北海道との連携協力)及び条例32条(他の地方公共団体等との連携協力)も条文の宛名人は町、あえて変える必要はないのではないか。

イについて

委員長 1条は条例全体の目的規定であり、個別の条項と表現が重複するのはむしろ当然のことで指摘はあたらない。

21条

(コミュニティの推進)

第21条 町は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいるコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限に尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。

3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、その活動に積極的に参加するよう努めます。

【検討内容】

委員長 ここで言われているコミュニティの定義はどのようなものでしょうか。

事務局 区会、まちづくり団体及びボランティア団体としています。

委員長 「コミュニティ」の定義を解釈ではなく、条文で定義すべきではないか。他の自治体で条文の中で定義されている。用語として認知されているのであれば条文の中での定義は必要ないので、法律や条例の中では「コミュニティ」の成熟度が低いと考えられているのではないか。

22条

(健康の増進及び福祉の向上)

第22条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため、地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。

【検討内容】

意見なし

23条

(保健、医療及び福祉の連携)

第23条 町は、保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。

【特別委員会からの指摘事項】

「心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくり」とは、何を意味しているのか。

【検討内容】

委員長 説明をお願いします。

事務局 心理的障壁とは、心ない言葉や視線など意識上（心）の障壁

物理的障壁とは、歩道の段差、乗降口や出入口の段差等交通機関や建物等における障壁

委員 解釈にかなり幅がある。また、心理的及び物理的障壁について、理解されてない方が多くいらっしゃる可能性がある。

委員 条文を補填する必要があると思う。一般的な民間企業でやられているレベルまで理解が進めばよいと思う。

委員 この条文は、町としての姿勢を示している心理的障壁の受け止め方は人それぞれだからこういった表現の方が、町が様々なことを行っていく上で、常にこういったことを意識してやっていくということによりよいと思う。

委員長 委員会の中でこのような議論があったということを報告書に書くということによりよいのではないのでしょうか。

4 次回検討予定項目について

今回は、第5章まちづくり（第24条～第29条）について検討する。

5 閉会 午後6時52分